

# ○上越教育大学保健管理センター運営委員会規程

(平成16年4月1日規程第20号)

最終改正 令和3年11月24日規程第28号

(趣旨)

**第1条** この規程は、上越教育大学保健管理センター規則（平成16年規則第28号）第6条第2項の規定に基づき、上越教育大学保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保健管理センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項
- (2) 内部質保証に関する事項
- (3) その他保健管理センター所長（以下「所長」という。）が必要と認めた事項

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 兼務教員
- (3) 学生委員会委員長
- (4) 各専攻から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）各1人
- (5) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

**第4条** 前条第4号及び第5号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第5号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

**第5条** 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

**第6条** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

**第7条** 委員会は、委員（出張を命じられた者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第8条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見

を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

**第9条** 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

**第10条** 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(細則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第3号に規定する委員のうち、第一部、第三部及び第五部から選出された委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

#### 附 則（平成18年規程第12号（平成18年3月2日））

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年規程第8号（平成19年3月1日））

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年規程第4号（平成20年3月21日））

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第4号の委員のうち、学校教育専攻及び教科・領域教育専攻から選出される委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、再任を妨げない。

#### 附 則（平成22年規程第21号（平成22年3月30日））

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成25年規程第20号（平成25年3月22日））

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年規程第28号（令和3年11月24日））

この規程は、令和3年11月24日から施行する。